

校庭や園庭開放Q & A

Q：校庭開放の利用促進のメリットを教えてください。

A：地域の小中高等学校の学校体育施設（屋外運動場、体育館、プール等）は、日本のスポーツ施設の約6割を占めており、地域における最も身近な運動場と言えます。中でも、小学校児童にとって、[全国 19,525校ある国公立小学校](#)の屋外運動場（校庭）は、子どもたちにとって最も身近で、自由かつ安全に遊べる場所であるとともに、放課後の居場所としても重要な場所です。小学校児童にとって最も身近な校庭が積極的に活用され、子どもたちの自由な外あそびが促進されることは、子どもの健やかな成長を促すとともに、子どもたちにとって安全で安心な居場所づくりにもつながると言えます。
(前橋 明)

Q：校庭開放の現状を教えてください。

A：全国の国公立小学校の約8割の学校が校庭開放を実施しているものの、その校庭が個人や子どもたちの自由なあそび場として活用されているケースは少ないという実情があります。たとえ、活用されていても毎日ではないため、子どもたちの自由なあそび場としての日常的な利用が難しい状況にあります。

スポーツ庁の[平成29年度「体育・スポーツ施設現況調査」](#)では、体育館の例ではありますが、個人開放が約2割であり、9割の小中学校で開放が進んでいる体育館の個人利用の割合の低さを踏まえ、校庭の個人利用も同様の状況であることが推測できます。また、[弘前市で平成26年に行われた調査](#)では、小・中学校で学校施設（校庭および体育館）の個人開放が行われている自治体は、約2割ほどでした。[千代田区の報告書](#)（平成24年）では、「学校の校庭開放では、部活動が突然入ってしまい、使えなくなることがよくあるので、週末に必ず使える所があるのは、とてもありがたい」「小学校の校庭は、休日かなりの割合で野球部などが利用しており、あそび場としての利用は難しい」という保護者の声も示されています。

そのような中、保護者による校庭開放の促進を要望する声の多いことが、自治体が行う複数のアンケートで示されており、校庭の個人への自由開放は、外あそび促進の上で非常に重要であることがわかります。
(前橋 明)

Q：校庭の自由開放における課題は何ですか？

A：校庭の個人・自由開放促進の妨げとなっている課題としては、まず、見守り人材の確保の問題があります。校庭の自由開放が行われると、開放中の子どもの見守りやケガ・トラブルへの対応、器物破損など、学校側に、職務以外の負担や責任が増えるのではないかという心理的ハードルがあります。また、放課後における学校の負担軽減という観点からも、放課後児童クラブ（学童）や放課後子ども教室といった国が主導する放課後事業は、外あそび機会の確保に最も適していると考えられますが、放課後子ども教室に関しては、毎日実施されているところは少なく、月に1回、少ないところは年に1回しか開催されていない現状があります。また、配分される予算が少ないため、職員はボランティアによることが多く、職員の離職率が高いことも加わって、持続的な運営自体が危うい実情です。職員の離職率が高いため、研修やトレーニングにも、十分なリソースが割かれておらず、人材や施設にノウハウが蓄積されにくい問題があります。校庭の自由開放を見守る人材（指導者）や利用する子どもたち・保護者が安心できる保険・補償の仕組みも不十分です。子どもたちは、学校（園）の管理下では、登下校や放課後を含めて災害共済給付を支払う制度がありますが、学校（園）の管理外の活動においては、各自が傷害保険や個人賠償責任保険への加入を検討する必要があります。校庭の自由開放を見守る人材（指導者）は、被保険者が社会教育活動に起因して発生させた対人・対物事故について、法律上の損害賠償責任を負った場合に、補償される保険に加入する必要があります。

また、地域スポーツクラブや地域住民利用との共存の問題としては、校庭開放は、多くの自治体で、登録された既存の地域スポーツクラブに利用されていることが多く、スポーツクラブに加入し

ていない（加入できない）子どもたちが自由からだを動かして遊ぶ自由開放の時間は確保されていません。また、スポーツ基本法第7条において、民間事業者との連携・協働が努力義務として定められているにもかかわらず、既存の地域スポーツクラブの利用が多いため、自由開放に必要な見守り人材確保のための民間事業者参入が難しいです。さらに、地域スポーツクラブの活動には、受益者負担の問題があり、経済格差が子どもたちの運動機会の差（体験格差）として表れてしまいます。

そして、外あそびの行い方や魅力がわからず、子どもが遊ばない・遊べない問題としては、テレビゲームやスマホゲームのような室内あそびをする子どもが増加したことや、あそびを伝える役割を担うべき大人のあそび込み体験の少なさ等が要因となり、子どもたちが外あそびの行い方やその魅力がわからず、校庭を自由開放しても利用されない状況が大いにあります。（前橋 明）

Q：校庭の自由開放促進のために必要な施策とは何ですか？

A：校庭の自由開放を促進するためには、①放課後事業の予算拡充を通じた、外あそびをサポートする人材の配置についてです。学校側の負担を軽減しながら、放課後の子どもの外あそび機会を確保するためには、安全・防犯面において、子どもたちを見守り、あそびを伝承する人材を校庭開放に配備する必要があります、そのためには放課後事業の予算を拡充することが求められます。この人材の配備にあたり、ケガや不慮の事故などがあった場合に、外あそびをサポートする人材を救済・補償する保険制度の整備も必要です。国による放課後事業予算の拡充を通じて、自治体が十分に予算を確保し、安心して活動できる環境や補償体制を構築・維持することが求められます。②地域のスポーツクラブ等による利用とのバランスをとる体制の整備についても大切な施策の一つです。子どもの外あそび機会や放課後の安全な居場所が公平に確保されるよう、地域スポーツクラブや地域住民による利用と、無料の自由開放をバランスよく組み合わせる体制を築くことが必要です。例えば、コミュニティスクールや、放課後事業運営者、保護者を交えた話合いの場を設定し、そこで、子どもたちの声を吸い上げながら、利用機会が公平に確保されるようにします。そして、③国の補助金制度の整備を通じた民間参入の促進です。経済格差によって外あそび機会が損なわれることなく、広く子どもたちに校庭でのあそびや運動の機会を確保するため、国による補助金制度を通じて、民間事業者の運営において問題となる受益者負担を軽減し、民間参入を促進していくことが求められます。（前橋 明）

Q：園庭利用の促進の現状と課題を教えてください。

A：乳幼児の外あそび推進のためには、乳幼児にとって身近で安全な場であり、体格や発達に適した環境として、幼稚園や保育所、認定こども園の園庭が挙げられます。特に、地域の未就園児の保護者が安心して利用できる公園が少ないことから、幼稚園や保育所、認定こども園で実施される「園庭開放」を利用して外あそびを促進したいものです。**現状の課題としては、幼稚園や保育所、認定こども園は、管轄や教育・保育内容の基準、教育・保育時間の違い、園設備や園庭の状況、地域柄などによって、園庭を開放する頻度（曜日や日にち、時間帯など）に大きな差があります。また、園庭開放を園児募集の一環として位置づけている園も多く、利用者のニーズに合っていない現状があります。**

- ・人数や時間、遊具の対象年齢による制限がある。
- ・園庭に屋外トイレが設置されていない施設も多い。
- ・土曜日や日曜日に園庭を開放するためには、職員の休日出勤問題による人手不足にも直面する。
- ・安全面を考慮すると、園職員もしくは園庭を管理する人材の立ち合いが必須であり、園の本来のカリキュラムや人員配置の変更、週末の時間外出勤などがあげられる。
- ・時間外出勤の手当は、補助金対象ではないため、園にも職員にも大きな負担となっている。また、園や職員の負担を軽減するために、園庭を管理する人材を確保する必要があるが、人材確保には費用がかかる。
- ・園庭利用中のケガや事故においては、園が加入している保険で対応していることも多いが、保険の加入における取り決めは曖昧である。また、在園児以外の利用者の対応については、園が新たに保険へ加入する必要がある。保護者への周知について、公立や私立、幼稚園や保育所、認定こども園とい

った各施設の園庭開放情報を取りまとめて周知している自治体はありますが、園庭開放の目的が載っておらず、イベントとして告知されているケースが多いです。また、告知方法について、保護者が普段から目に入る施設（かかりつけ医や健診会場、スーパー等）に、掲示されていないことから、必要とする保護者に情報が届いていない現状があります。（前橋 明）

Q：園庭解放の目指すべき状況・構築されるべき環境とは何ですか？

A：園庭は、低年齢の子どもたちが、安心して身近で遊ぶことのできる環境であり、かつ、子育て支援の場です。また、子どもや保護者にとって、交流の場であり、憩いの場でもあります。乳幼児にとっては、園内で実施することで、防犯面や衛生面、安全面が確保されるという最大のメリットがあります。乳幼児用の遊具が設置していることから安全・安心な外あそびの場となります。また、外あそび環境によって、子どもたちの生活リズムの改善につなげることができます。その他にも、在園児や地域の子どもたちとのふれあいが可能です。

保護者にとっては、保護者同士のコミュニケーションやネットワークづくりができるという可能性もあり、その場に園職員、もしくは、園庭を管理する人材がいることで子育て相談もできます。さらに、教育・保育施設を知る機会にもなり、子どもにも保護者にも、園庭は魅力ある外あそびの場になります。（前橋 明）

Q：小学校児童の放課後の居場所としての校庭開放はなされていますか？そのための促進はどのようにしたらよいでしょうか？

A：校庭開放がされていても、見守りにおける学校側の負担に対する心理的ハードルや、登録された既存の地域スポーツクラブを中心に利用されている状況があり、スポーツクラブに加入していない子どもたちが自由に遊ぶ自由開放の時間が確保されていないという問題があります。**解決策としては、**地域スポーツクラブによる利用とのバランスをとりながら、実際には、見守り人材を配備し、校庭の自由開放を促進していくことが求められます。国や行政への**要望として、①放課後事業の予算の増加により、外あそびをサポートする人材を配備するとともに、民間参入機会の促進により、その配備を拡充すること、②地域のスポーツクラブの利用と、一般児童への校庭開放による利用とのバランスをとるための協議会の設置と実行を、文部科学省から自治体に通達していく仕組みづくり**を願います。（前橋 明）

Q：未就学児の外あそびの場としての園庭の開放・利活用の促進のためには、どのようにしたらよいでしょうか？

A：地域によって、園庭開放の頻度や内容にばらつきがあったり、開放されていても利用者のニーズに即応していなかったりしています。**解決策としては、**子育て支援の一環として、地域格差なく、園庭開放を積極的に実施していくことです。国や行政への**要望としては、**地域子育て支援拠点事業における園庭の必須化を図ることです。そのために、**①園庭解放の必須化のために必要な費用を補充するための子育て拠点事業の予算の拡充、あそびの提供・見守り・子育て相談などが行える人材の確保、安全に展開するために、子育て支援事業を総合的に補償する保険の取得、園庭がない場合の代替場所確保にかかる費用を準備すること**です。また、**②認定拠点の拡大のための認定基準の見**

直しも必要です。自治体の子育て支援事業における園庭開放の必須化、および、そのための地方交付金の配布を通じた子育て支援事業の予算の増加と園庭開放への配分額の確保をしていただきたいと思います。

(前橋 明)

Q：地域における外あそびの場の確保の現状とすべきことを教えてください。

A：地域の最も身近なあそび場である街区公園の整備について考えてみると、安全面、防犯面、衛生面の懸念、および、利用者の多様化するニーズに対応していないことから、街区公園の子どもの利用が減少しています。**解決策**としては、子どもの利用を安全に促進するための街区公園の整備と人材確保です。国や行政への**要望**としては、年間維持管理費拡充および人材確保による持続的な安全衛生管理および防犯対策です。多様なニーズに対応するための整備として、年齢や性別、障害の有無を問わない、ユニバーサルデザインの運動遊具や施設を配備したインクルーシブなあそび場の整備です。個性ある魅力的な公園、乳幼児（0～2歳の低年齢児）も安心して遊べるコーナーや遊具の設置された公園づくりをお願いしたいです。

(前橋 明)

Q：地域コミュニケーションの軸となる新たな外あそび環境の整備は、どうなっていますか？

A：地域における子どもが遊べる場所の不足により、自然との分断や地域コミュニティの欠落が生じ、深刻化しています。その**解決策**としては、地域コミュニケーションの拠点として新たな外あそびの場として、「みちあそび」のような地域に根差した取り組みの活性化を応援する仕組みづくりを行うことです。「みちあそび」の普及のための自治体ごとの警察の対応がバラバラである状況の改善、および、道路使用許可を取りやすくする等の普及のための法の見直しが求められます。

(前橋 明)

Q：乳幼児の外あそびを推進するための解決策は？

A：乳幼児の外あそびを推進するためには、乳幼児にとって最も身近で安全な場である幼稚園や保育所、認定こども園の園庭の利用を促進されることが必要です。そのためには、行政の子育て支援事業において、園庭開放の実施を必須として位置づけられる必要があります。保育士や教諭、外部人材に対して、管轄が異なる幼稚園、保育所、認定こども園で統一した指針を設け、園庭利用における地域格差をなくす必要もあります。そのためには、まず、園庭や園庭開放の実態調査を実施し、認定こども園、保育所、幼稚園に関する正確な現状把握を行うことが求められます。

(前橋 明)